

仕 様 書

1 納入物品

被留置者用給食の提供

2 納入場所

小林市堤2928番地1 小林警察署留置事務室

3 納入仕様

- (1) 給食を入れる容器については、宮崎県（以下「甲」という。）の承認を得たものを使用すること。
- (2) 支給食事の量や献立、栄養価のバランスに配慮し、一定のカロリーの確保、調理場の器具、食器等の清潔の保持、従業員の健康管理等に問題がないこと。
なお、朝食はパン食も可能とするが、(3)の1日あたりのカロリーを守ること。
- (3) カロリーについては、1日3食で2,300kcal（主食1,265kcal、副食1,035kcal）を目安とし、その検査のために年に数回、ある特定の1日における3食全ての献立（使用食材及びその分量を記録したもの）の提出に応じること。
- (4) 年間休みなく、被留置者の給食支給時間（概ね07:20、11:30、16:30）の30分前までに提供すること。
- (5) 納入時間の概ね1時間前までの注文数の増減に対応可能であること。
- (6) 健康上、宗教上の理由（アレルギー食、粥食、肉類除去食等）に都度応じられること。
- (7) 支給食事に使用する箸については当署において準備した物を貸し出すものとし、容器については、業者において準備し、回収後の洗浄、保管等は業者において行うものとする。ただし、献立の内容に応じ、スプーン等が必要な場合は業者において用意するものとする。
- (8) 当署からの要請により、翌日の朝食支給時間前に出発する者の朝食分として、再調理不要の食事を前日の夕食支給時間までに提供すること。また、当署からの要請により、昼食分の携行食を当日の朝食支給時間までに提供すること。
- (9) 受注者側の都合により、やむを得ず給食を納入できない場合は、事前に甲に連絡し了承を得ること。
- (10) (4)の被留置者の給食支給時間よりも早期に給食を納品する場合は、事前に当署と協議することとし、食中毒等の衛生管理対策措置に努めること。
- (11) 2の納入場所について、納品が困難な場合は事前に甲と協議することとする。